

IV 聴覚障害のある児童生徒の指導

1 聴覚障害とは

聴覚障害とは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。聴覚障害の程度や聞こえ方、言語発達の状態は、一人一人異なっている。

聴覚に障害があると、一般的に、音や話し言葉の聞き取りが困難になる。そのことが話し言葉の発達を妨げ、結果として、話すことにも支障をきたすことが多くなる。こうしたことから、書き言葉の習得や言語概念の形成がスムースに進まないことがあり、教科学習面に影響が生じる場合もある。また、対人関係を伴う場面等で、積極的に会話をしたり、自分の今いる状況を把握したりすることが困難になりがちである。

このように、聴覚障害は、単に言葉の発達に影響を及ぼすばかりでなく、人間関係の形成や社会性の発達にも深刻な影響を及しやすいものである。しかし、早期からの適切な支援や教育が行われれば、音声を聞き取ることや声を出して話すこと、同時に言語の獲得も可能な場合もあり、また、場や相手に応じて適切な行動も取れるようになる。

聴覚障害はおおよそ以下のように分類される。

○障害部位による分類	伝音難聴	感音難聴	混合性難聴
○障害の程度による分類	軽度難聴	中等度難聴	高度難聴 最重度難聴
○聴力型による分類	水平型	低音障害型	高音漸傾型 高音急墜型 dip型
○障害が生じた時期による分類	先天性難聴 後天性難聴		

2 聴覚障害のある児童生徒の指導

聴覚障害のある児童生徒の教育は、特別支援学校（聴覚障害）、小・中学校に設置されている難聴特別支援学級、通級による指導（難聴）で行われている。また、軽度の聴覚障害の児童生徒については、通常の学級で留意して指導することが適當な場合もある。

教育の場の選択については、本人の障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況、その他の事情を総合的に勘案して決定することが適當であり、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限重視し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことが大切である。

〈対象〉

- 難聴特別支援学級・・・補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの。
- 通級による指導（難聴）・補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。

（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）

（1）特別支援学級及び通級による指導（きこえの教室）における指導目標

- ① 保有する聴力を最大限に活用し、多様なコミュニケーション能力を高め、自発的な学習態度を育てる。
- ② 音や言葉を聞き取ったり、聞き分けたりする能力を育てる。
- ③ 発音・発語の明瞭度を高める。
- ④ 抽象的な言語概念を形成する。
- ⑤ 自己の障害を認識し、障害を克服しようとする積極的な意欲を養う。

〈県内の特別支援学校による「通級による指導」について〉

県内では県立千葉聾学校が通級による指導を平成13年度から開始し、小・中学校の通常の学級に在籍している聴覚障害児童生徒に対して、各教科等の指導を通常の学級で行いながら障害に応じた特別の指導である自立活動を、教育課程に位置付けて行っている。令和4年4月1日現在、千葉聾学校、船橋特別支援学校、野田特別支援学校、銚子特別支援学校、大網白里特別支援学校、安房特別支援学校が「通級による指導」を行っている。また、小・中学校等にサテライト教室を置き、聴覚の「通級による指導」を行っている市町村は10市、10校（小学校6校、中学校4校）である。

(2) 通常の学級における指導及び配慮事項

聴覚障害のある児童生徒が通級による指導等で指導・支援を受けながら、通常の学級で学校生活を送ることのねらいの中には、自立心や社会性を育てることがある。そこで、聴者の児童生徒と共に学習し生活する中で、できるだけ多くの機会にコミュニケーションの能力や社会的常識を身につけられるようになると等が指導の内容となる。

指導上の留意点としては、まず聴覚障害のある児童生徒の「きこえ」の状況を、一般的な理解にとどめず、当該児童生徒個人の状況について把握・理解することが挙げられる。通常の学級での学習を支援するためには、学習環境の整備にも配慮されなければならない。その中で最も大きなものは、聴覚障害のある児童生徒が授業等において正確な情報を得ることの保障に関するものであり、授業者以外の教師や支援員が授業の要約筆記を行ったり、授業者がデジタル補聴援助システムを活用したりすること等が考えられる。補聴器、人工内耳を使用している児童生徒の周囲では出来る限り大きな音声の発生を抑えるなど、他の児童生徒の理解・協力を得ることも大切なこととなる。

また、コミュニケーション手段として、音声での会話以外に、手話等の方法があることを踏まえ、教職員の手話等に関わる専門性の向上に関する研修等に努め、聴覚障害や手話等に対する理解を深めていくことも必要である。

(千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例第12条「学校における手話等の普及」参照)

3 教育課程

(1) 教育課程の編成

特別支援学級については、学校教育法施行規則第138条により、特別の教育課程を編成することができるようになっている。児童生徒の障害の実態に即して、適切に教育課程の編成及び指導計画の作成を行うことが必要である。

実態把握は、以下のような方法がある。

- ① 日常生活の行動
- ② 生育歴 教育歴<質問紙・保護者面談・就学前の関係機関からの情報収集>
- ③ きこえの様子<補聴器装用の開始時期、現在の装用状況（補聴器の種類・両耳装用、片耳装用・FM補聴器システム使用有無等）、聴力（左右差はあるか・聞きやすい耳はどちらか・苦手な音はあるか・聞き取りやすい音はどんな音か・聞き誤りや聞き返しへどの程度あるか等）、補聴器の管理について（メンテナンスの場所や頻度・自己管理の状態等）>※日常観察の他に、保護者の了解を得てかかりつけの病院や聾学校等と連携をして、情報を集めると良い。
- ④ 言語やコミュニケーション状態<絵画語い検査・読書力診断テスト等>
- ⑤ 知的発達状態<ウェクスラー系の知能検査・田中ビネー式知能検査等>
- ⑥ 社会性発達状態<新版S-M社会生活能力検査>
- ⑦ 身体的発達状態<全身の運動機能・協調運動・手指の巧緻性・平衡機能等の検査・発語器官の状態把握等>

(2) 教育課程編成における週時程表の具体例

週時程表の編成に当たっては、児童生徒の聴覚の程度や状態に社会的な適応状況等も加味し、どのような指導を必要としているのかを実態把握する必要がある。その上で指導目標を明確にし、指導計画にそって個別的な対応を図ることを前提とする。対象となる児童生徒は、通常の学級の教育課程と連携しながら自立活動を中心とした特別な教育課程を編成する。そのため、特別支援学級担任と交流先である通常の学級担任、又は通級による指導の担当者と在籍学級の担任との密接な連携・協力が重要となる。

<例1：難聴特別支援学級の週時程表例>小学校2年生の場合 ※()は交流学級での授業

	月	火	水	木	金
1	自立活動	国語	自立活動	国語	国語
2	国語	算数	国語	算数	(道徳)
3	算数	(体育)	算数	(生活)	(図画工作)
4	(生活)	(特別活動)	(体育)	(生活)	算数
5	(体育)	国語	(図画工作)	(音楽)	(音楽)
6				国語	

通常の学級での交流及び共同学習は、個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づいて必要な指導体制を整え、組織的、計画的に実施する。

<例2：通級による指導の週時程表例>

	月	火	水	木	金
1	A、B	A、D	B	E、I	A
2				G	
3	C	E	C	F、G	H
4	D	F			J
5	小集団	G	J	I	小集団 E F G H
6				A	

児童生徒は、週時程で決められた時間に個別指導を受けるが、状況に応じペア又は小集団でも学習を進める。小集団での内容には、保有する聴力を集団の中でより積極的に活用するための学習、言語に関わる事項の補充強化、通常の学級における学習や生活を円滑に行うことができるようとするための学習等がある。

4 合理的配慮の観点例

①教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

聞こえにくさを補うことができるようにするための配慮を行う（補聴援助機器等の活用、相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段（身振り、手話、筆談等）の活用に関する事項の補充強化、通常の学級における学習や生活を円滑に行うことができるようとするための学習等）。

①-1-2 学習内容の変更・調整

音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う（外国語のヒアリング等における音質・音量等の調整や文字による代替問題の用意、球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示等）。

②-1 教育方法

②-1-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う（分かりやすい板書、教科書の音読箇所の位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、手話、文字等の使用等）。

また、聞こえにくさに応じた環境構成を図る（座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の脚のノイズ軽減対策（使用済みテニスボールの利用等）、補聴援助機器の使用等）。

②-1-2 学習機会や体験の確保

言語概念が形成されるよう体験したことや事物と言葉とを結び付けるよう配慮して指導を行う（体験したことを話したり書いたりする機会の確保、話し合いの内容を確認するため書いて提示し読ませる、慣用句等言葉の表記と意味が異なる言葉の説明等）。また、日常生活における出来事の因果関係や必要なルールを理解するための視覚的な手掛かりの活用や実際の場面を想定して考える機会を確保する。

②-1-3 心理面・健康面の配慮

周囲の話し声や音などの情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気作りを図る。また、通常の学級での指導に加え、聴覚障害のある子供が集まる交流の機会などの情報提供を行う。

②支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

特別支援学校（聴覚障害）のセンター的機能及び難聴特別支援学級、通級による指導（難聴）等の専門性を積極的に活用する。また、耳鼻科、補聴器店、難聴児親の会、聴覚障害者協会等との連携による、理解啓発のための学習会や、子供のための交流会の活用を図る。

②-2 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

使用する補聴器・人口内耳や多様なコミュニケーション手段について、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

放送等による避難指示を聞き取ることができない子供に対し、緊急時の安全確保と避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。

③施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

放送等の音声情報を視覚的に受容することができる校内環境を整備する（教室等の字幕放送受信システム等）。

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

教室等の聞こえの環境を整備する（じゅうたん・畳の指導室の確保、補聴援助機器を活用するためのBluetooth機器との接続、行事における進行次第・挨拶文や劇のせりふ等の文字表示、視聴覚教材の字幕提示等）。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

緊急情報を視覚的に受容することができる設備を設置する。

5 指導の実際

(1) 指導内容と指導形態

① 聴覚障害のある児童生徒に対する特別な指導内容

- ア 自分の障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- イ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
- ウ 他者の意見や感情を理解することや集団への参加に関すること。
- エ 保有する聴覚の活用やその補助手段及び代行手段の活用に関すること。
- オ 意思の疎通を図るための言語の受容と表出に関すること。
- カ 生活や学習に必要な言語概念の形成や言語による思考力の伸長に関すること。
- キ コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。

補聴器や人工内耳は、話声だけでなく環境音など身の回りの音も増幅してしまうため、騒音下での話声の聞き取りは容易ではない。また、すべての周波数の音を増幅できるわけではないため、音楽の学習では、旋律の小さな高低差は聞き取れないという困難さもある。このように、補聴器や人工内耳を装用して、聴覚活用を行っていても、聞こえる児童生徒と同じように情報を受け取れるわけではない。したがって、静かな場では、円滑に意思疎通ができる児童生徒であっても、通常の学級においては、学習や生活に関わるすべての話声を聞き取り、内容を理解することは難しい。「聞き取りにくい」という困難さを、児童生徒本人にはもちろんのこと、保護者や、同じ集団の児童生徒も理解できるようにすることが、指導の担当者として、非常に重要な役割である。

② 通級による指導の基本的な考え方

ア 自己肯定感を高める

児童生徒がそのままの自分でよいという自己肯定感を高めることが、大事である。

イ 伝え合う力を伸ばす

伝え合おうとする意欲、マナー、音声や視覚動作、言語力等のスキル、あるいはそれに付随する様々な力を付けるため、担当者が適切な場を設定する。

ウ 児童生徒の興味・関心に合わせた指導

児童生徒の興味・関心に合わせた教材を用意することが、主体的な学びを支援することにつながる。例えば、鉄道の路線図や、地図、野球やサッカーの名鑑など、教科学習に関連付けた教材を、担当者が工夫して作成することで、より効果的な指導につながる。

エ 個別指導とグループ指導

個別指導に加え、グループを設定して指導を行うことも考える必要がある。これは、それぞれの児童生徒にとって、難聴の仲間との交流が重要と考えられるからである。同じ難聴ということで、困難や不安に思うことなどを共有し合うことは、自分一人だけではないという安心感や、自己肯定感につながると考えられる。

オ 環境への働きかけ

難聴に対する理解啓発の指導を行うに当たっては、難聴児童生徒と周囲の人との関わり方について指導することも必要である。自分が周囲の人の話を聞き取りにくかったときには、もう1回話してもらうよう依頼する、騒音の大きい場では筆記による支援を依頼するなど、自分から支援を求めるような姿勢を育むことが大切である。

これらは、通級による指導に限らず、特別支援学級における指導の充実にも関連している。いずれの場合も、児童生徒の実態に応じて、様々な指導内容が考えられる。児童生徒のニーズや学校及び地域の実態等に応じて、柔軟に指導内容を設定し、個に応じた指導を一層充実することが、特別支援学級や通級による指導の教育を効果的に進めていく上で重要である。

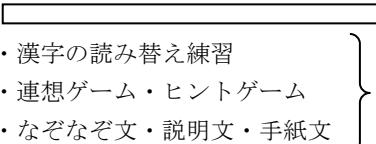
(2) 具体的な取組

個別の指導計画（作成例）

作成日：令和 年 月 日

作成者：

児童名	○○ ○○	学校名学年	○○小学校○年
		生年月日	平成○年○月○日
入級時の教育的ニーズ	(母) 難聴なのでコミュニケーションや学習、発音の面が心配である。指導してほしい。 (担任) アクセントやイントネーションが気になる。コミュニケーションの不自然さが時々ある。		
成育歴・教育歴	<ul style="list-style-type: none"> 1歳半健診でことばの遅れを指摘され、専門機関に相談。 2歳1ヶ月で難聴と分かり、専門機関で指導を受ける。 2歳7ヶ月で補聴器装用。 4歳で幼稚園入園。週3~4日通う。 6歳で小学校入学、難聴特別支援学級入級。 		
聞こえの様子	<ul style="list-style-type: none"> 補聴器の着脱、電池の交換、就寝時の管理は自立している。 イヤモールドの清掃は母親の補助で行っている。 授業中、担任はデジタル補聴援助システムのマイクを使用。 授業中の先生の話はだいたい聞き取れているが、友達の意見は聞き取れないこともある。 1対1の会話はよく聞き取れている。分からぬ時は、自分で聞き返すこともあるが、聞き誤ったままのこともある。 	<p>(この欄に入るオーディオグラムは記載省略)</p> <p>身体障害者手帳 ○種○級 左:○○dB 右:○○dB</p>	
言葉の様子	<p><発音>・全体的に明瞭度は高く聞き取りやすい発音である。かぜをひきやすく、また鼻炎の傾向があり、鼻音化していることが多い。舌や口唇の連續した構音動作が苦手で、苦手な音や言い慣れない言葉では不明瞭になることがある。はつきりと声を出そうと意識することで明瞭になる。アクセントやイントネーションが不自然なときがあるが、復唱させると正しく発音できる。</p> <p><語い>・生活に必要な基礎的な言葉の知識はある。興味のあることについては詳しく知っているが、言いたいことを適切に表現できる言語力や表現力は不十分である。</p> <p><理解>・説明文や物語の内容の大まかな理解は年齢相応にできる。心情の理解や言葉のニュアンスの理解は難しいところもあるが、生活経験や交友関係が広がったことで理解できるようになってきている。</p> <p><表出>・会話や作文で時々助詞の誤りがみられる。読み直せば修正することができる。擬態語や擬音語での表現が多いが、言葉で表現しようという態度がてきた。音読ははつきりした声で読むことができる。物語文では気持ちを込めた読み方ができる。同年齢の友達との日常会話は苦手で、おとなしい子や年下の子とよく遊んでいる。</p> <p><検査>・絵画語い発達検査 (数値は記載省略) ・身近な言葉や具体的な言葉は身に付いているが、言葉や絵から類推する力がやや弱い。</p>		
コミュニケーション行動の様子	<ul style="list-style-type: none"> 音声のみのコミュニケーションが可能である。 頼まれた用件を正しく伝えたり、発表の場面で経験や考えを自分なりにまとめて話したりすることができる。 友達に自分から言葉でかかわることは少ないが、話しかけられれば応じることができる。 視線を合わせることが苦手だったが、できるようになってきた。 幼児期・低学年時のこだわり、不安な状況でのパニック、対人関係の狭さなどは軽減してきた。 		
その他	本人の障害理解・受容	知的発達の様子	健康・医療面の配慮
	<ul style="list-style-type: none"> 自分が補聴器をつけることに抵抗はあるのだが、必要性はわかっている。 	<ul style="list-style-type: none"> WISC - III (数値は記載省略) 言語理解力や知覚統合は高いが、聴覚的短期記憶がやや弱い。 	<ul style="list-style-type: none"> かぜをひきやすく鼻炎になりやすい。

通常の学級の様子	<ul style="list-style-type: none"> 一斉指示がわからない時は、周りの友達の様子を見て判断し活動している。 既習の学習は概ね理解できている。わからないと悔しくて泣くことがあるが、家で母親に教えてもらいながら勉強する等の努力をしている。デジタル補聴援助システムのマイクを担任がつけ忘れたときは、友達が「先生○○君の忘れているよ。」と指摘することもある。 授業中に挙手し、自分の意見を発表することができる。 おとなしい友達と二人でパソコンをしたり、ままごとのようなことをしたりして遊んでいることが多い。 整理整頓は苦手で、服装も気にせず、マイペースなところがある。 書字に時間を要する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 一人で遊ぶことが好きだったが、学童保育を経験してから交友関係が少し広がり、年下の友達もできた。 母は仕事をもち、姉たちは年が離れているので、帰宅後は祖父と過ごすことが多い。腕相撲やベゴマを教えてもらったり、釣りの話を聞いたり、犬の散歩の手伝いをしたりしている。 母親は忙しく、宿題や学習は本人任せになりがちだが、本児の学習や友達関係は気になっている。 休日でも母親が仕事で留守の場合は姉たちがよく面倒をみていて。電話練習の際も兄が協力している。 		
家庭での様子	通常の学級担任から	声が小さいので、もう少し大きく出せるといい。	
要望	保護者から	人との関わりが広がってほしい。	
	本人から	工作やパソコンをやりたい。	
長期目標		1 新しい補聴器に慣れ、補聴器を自己管理しようとする習慣がつく。 2 日常会話や学習場面で、話し手に注目し、確認しながら聞き取ることができる。 3 課題や状況に応じて言葉で表現したり、文に書いたりすることができる。 4 言葉の意味や文（文章）の構成・内容の読み取りなど教科学習の理解を補うことができる。 5 正しい発音やアクセントで話そうとする。	
指導時数・指導形態		週2回（1回45分）通級による1対1の個別指導	
	1 学期	2 学期	3 学期
短期目標及び指導内容	1 新しい補聴器に慣れる。 ・イヤモールドの清掃、電池の交換を自主的に行う。 ・デジタル補聴援助システムの簡単な構造や機能について説明書をもとに、理解する。	1 補聴器の自己管理が支援を受けてできる。 ・宿泊学習の際に自分で管理する。 ・FM補聴器やFMマイクの自己点検ができる。	1 デジタル補聴援助システムのマイクも含め、補聴器の扱いに慣れ、自己管理への意欲をもつことができる。
	2 会話の中で内容を理解し、正しく聞き取ろうとする。 ・相手の話が聞こえない時の対応について話し合う。	2 会話や学習の場で話し手に注目し、内容を理解して正しく聞き取ろうとする。 ・視線を相手に向けるようにする。 ・教科の新しい学習用語や聞き取りを確認する。	2 会話や学習の場で相手の話に関心を持ち、確認しながら聞き取ることができる。 ・相手の表情も会話の中では重要な情報であることを話し合う。 ・聞き慣れない言葉は確かめるようする。
	3 語りを増やし、内容に沿って自分の考えを表現できる。 ・日記をもとに話し合う。 ・トピックスについて話し合う。 ・詩や短文作りをする。 ・天気や日付、季節や行事に関連する言葉	3 自分の考えを言葉や文で表現できる。 	3 課題や状況に応じて、適切な言葉の表現を考えることができる。

	<p>4 課題の文や文章の内容を正しく理解することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉の意味 ・きまりのある言いまわし ・文や文章の読み取り <p>5 発音の誤りを直そうとすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会話の中で覚え間違いを直す。 ・母音や苦手な音の練習 	<p>4 重要語句や指示語の意味、段落構成を正しく捉えて読むことができる。</p>	<p>4 説明文の内容を、順を追って正しく理解したり、物語文の人物の心情や情景描写を想像したりすることができる。</p>
		<p>5 発音やアクセントの誤りを直すことができる。</p> <p>→ 音読練習 →</p>	<p>5 発音やアクセントに気をつけて話すことができる。</p>
間接支援	<ul style="list-style-type: none"> ●学級訪問を行いデジタル補聴援助システムやきこえの様子、聴覚的短期記憶の弱さ等について説明し、きこえや板書の確認を配慮してもらう。 ●難聴理解のために、補聴器の試聴体験学習をクラスメート対象に行う。 ●母親面接を行い、家庭での様子や学習の理解、コミュニケーションについて話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自信を持って声が出せるように、周囲も含めて声かけしてもらう。 ●難聴理解のための情報提供や、体験授業等を行う。 ●本児の成長を伝え共感すると共に課題について確認し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学級全体の課題として、発表する声について改めて確認し合う。
評価と所見	<p>1 清掃や電池交換などは自分でできるが、デジタル補聴援助システムの扱いについては援助が必要である。</p> <p>2 視線が合うこともあるが、まだ注目しないことが多い。</p> <p>3 詩や文を書くことに苦手意識をもっているが、パソコンを使うことで抵抗感を軽減できた。</p> <p>3 気持ちや感想を聞かれると「わからない」「ふつう」などと答えることが多い。</p> <p>4 言葉のやり取りをより意識できるようにしたい。</p>	<p>1 宿泊学習でも自分で管理できた。補聴器の故障で修理に出した。自覚しにくいので気を付けたい。</p> <p>2 「前と同じ」と判断してあいまいに聞いてしまうことがあった。歌詞や店の名などの英語は聞き取りにくい。促されることも多いが、視線が自然に合うようになってきた。</p> <p>3 気持ちを表現することは苦手だが選択肢を設けたり、順位を決めたりすると答えやすくなる。</p> <p>4 初めての語いでも前後の語いから意味を類推することができた。</p>	<p>1 電池の消耗、破損や故障で多少使いにくくても、気にとめないところがある。今後は状況に応じて対応できることが必要である。</p> <p>2 言葉の聞き取りや内容の理解は支障なくできる。聞く態度については課題が残るもの、意識を持つことで改善していくと考えられる。</p> <p>3. 4 理解語いや知識、表現力がついてきた。類推力もある。一方で早合点や解釈のちよつとしたずれなどがある。</p>

※ 表中の数は目標の番号を示す、また●は、間接的指導内容を示す。

※ この個別の指導計画は一例であり、実際の作成に際しては、対象児童生徒の実態等を把握し、具体的な取組を柔軟に工夫して作成すること。

<引用・参考文献>

- 1) きこえにくい子のためのサポートブック きこえのQ&A (千葉県聴覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会)
平成26年3月
- 2) 千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例 平成28年6月28日施行
- 3) 聴覚障害教育の手引き―言語に関する指導の充実を目指して― (文部科学省) 令和2年
- 4) 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～
(文部科学省) 令和3年6月